

都道府県公害審査会の動き

(令和3年4月～6月)

公害等調整委員会事務局

1. 受付事件の状況

| 事件の表示 | 事 件 名 | 受付年月日 |
|--|--|---------|
| 栃木県 令和3年(調)第1号事件 | 鉄スクラップ等解体・輸出業者からの 騒音・振動・悪臭被害防止等請求事件 | R3.6.21 |
| 東京都 令和3年(調)第4号事件 | 地下鉄駅換気塔からの騒音低減請求事件 | R3.4.6 |
| 東京都 令和3年(調)第5号事件 (東京都令和3年 (調)第2号事件への参加) | 公園内バーベキューサイト運用再開差止請求事件 | R3.4.14 |
| 静岡県 令和3年(調)第1号事件 | 洗車場からの騒音被害防止請求事件 | R3.4.1 |
| 愛知県 令和3年(調)第1号事件 | 建設残土による 水質汚濁・土壌汚染のおそれ公害防止請求事件 | R3.4.21 |
| 大阪府 令和3年(調)第3号事件 | 工場悪臭被害防止請求事件 | R3.4.27 |
| 福岡県 令和3年(調)第2号事件 | クリーニング工場からの騒音被害防止請求事件 | R3.5.24 |
| 熊本県 令和3年(調)第1号事件 | 農業用ビニールハウスからの騒音被害防止請求事件 | R3.4.7 |

2. 終結事件の概要

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|--------------|------------------------------|---|---|
| 北海道 令和3年(調) 第1号事件 [診療所からの騒音被害防止請求事件] | 北海道 住民1人 | 医療法人 | 令和3年2月17日受付 (1)被申請人は、防音壁を設置するなどして、被申請人の診療所に設置しているエアコン室外機からの騒音を低減すること。(2)被申請人は、エアコンの運転時間を午前8時から午後7時までとし、それ以外の時間帯及び診療所の休診日のエアコンの運転を行わないこと。(3)上記の措置をとらない場合、被申請人は、令和3年12月31日までに診療所を現所在地から移転すること。 | 令和3年4月23日 調停打切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。 |
| 青森県 令和2年(調) 第1号事件 [エアコン室外機からの騒音(低周波音)被害防止請求事件] | 青森県 住民1人 | 有料老人ホーム運営会社 | 令和2年11月19日受付 被申請人が営む有料老人ホームAに設置しているエアコン室外機を南東側に移設すること。 | 令和3年6月17日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打切り、本件は終結した。 |
| 千葉県 令和3年(調) 第1号事件 [ボイラーからの悪臭被害防止請求事件] | 千葉県 住民1人 | 千葉県 住民1人 | 令和3年1月18日受付 被申請人はボイラーを使用しないこと。 | 令和3年4月15日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 東京都 令和3年(調) 第4号事件 [地下鉄駅換気塔からの騒音低減請求事件] | 東京都 住民1人 | 都交通局 (代表者 公営企業 管理者) | 令和3年4月6日受付 (1)地下鉄駅換気塔からの騒音(低周波騒音)を低減すること、(2)夜間(就寝時)の風量を少なくするなど、騒音(低周波騒音)を入眠の妨げにならない程度に軽減すること。 | 令和3年4月20日 調停取下げ 申請人は都合により調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 神奈川県 令和3年(調) 第1号事件 [近隣事業所からの騒音防止等請求事件] | 神奈川県 住民2人 | ダイレクトメール 発送代 行者 | 令和3年1月26日受付 (1)騒音対策として、東側ロシヤッターの開放による騒音、フォークリフトのエンジン音・駆動音、搬出入による車 | 令和3年6月28日 調停打切り 調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込み |

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|--|-------------|-------------------------------------|--|---|
| | | | 両エンジン音、パレットの運搬による際の移動音、東側作業場各階の窓開放により漏れる機械音、東側搬出入口による搬出入の際の段差プレート の金属音、東側ベランダより人の大声の会話音等の迷惑行為の騒音対策を講じること、 (2)近隣住人の安全確保、迷惑駐車による通行全般の妨げ行為、他人の敷地内で方向転換を行う行為等の交通安全対策を講じること。 | がないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 静岡県 令和2年(調) 第1号事件 [茶工場からの粉じん被害防止請求事件] | 静岡県 住民1人 | 茶製造会社 | 令和2年3月16日受付 排気筒の向きを変えて茶の塵が申請人宅ではなく、被申請人宅に落ちるようにする等の対策を講じることにより、排出される茶の塵の量を1/3以下に減少させること。 | 令和3年4月7日 調停成立 調停委員会は、3回の調停期日の開催等 手続を進めた結果、 調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。 |
| 三重県 令和2年(調) 第2号事件 [牛ふん等堆肥化事業処理施設からの水質汚濁等被害防止請求事件] | 三重県 住民2人 | 農業協同組合 三重県 (代表者 知事) | 令和2年9月18日受付 (1)被申請人A農業協同組合は、申請人の所有地に飛散、散乱した牛ふん及び雨水調整池の汚濁水と底質土壌を撤去すること。(2)被申請人三重県は、以下の措置をとること。(ア)雨水調整池の水質と底質の行政検査を行うこと。(イ)A農業協同組合に対し、雨水調整池の定期的な水質検査及び底質検査の実施と結果の報告を求めること。(ウ)雨水調整池の汚濁水と底質土壌が公共用水域に排出されないよう、A農業協同組合に対し、廃棄物処理法に基づく改善命令等を発出すること。 | 令和3年6月22日 調停取下げ 申請人は都合により 調停申請を取り下げたため、本件は終結した。 |
| 大阪府 令和元年(調) 第6号事件 [エアコン室外機 | 大阪府 住民1人 | 大阪府 住民1人 電気通信 機器製造 販売会社 | 令和元年12月13日受付 (1)被申請人は申請人に対し、エアコン室外機による低周波 | 令和3年4月12日 調停打ち切り 調停委員会は、3回の調停期日の開催等 |

都道府県公害審査会の動き

| 事件の表示 | 申請人 | 被申請人 | 請求の概要 | 終結の概要 |
|---|-------------|-------|--|---|
| からの騒音被害防止請求事件] | | | の被害対策（小型2台への交換など）を実施しなければならない、(2)被申請人は連帯して、申請人が避難のため支出した費用を支払わなければならない。 | 手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |
| 大阪府 令和3年(調) 第2号事件 [小売店舗騒音振動被害防止請求事件] | 大阪府 住民1人 | 小売業会社 | 令和3年3月9日受付 (1)被申請人は、屋上に設置している十数台の室外機及び1階荷受け場のダクト排出口から発生する騒音・振動について軽減するように防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない、(2)被申請人は、騒音・振動が引き起こす睡眠障害・ストレス障害が無い日常生活を申請人が送れるように対策を講じなければならない。 | 令和3年6月16日 調停打ち切り 調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。 |

(注) 上記の表は、原則として令和3年4月1日から令和3年6月30日までに各都道府県公害審査会等から当委員会に報告があったものを掲載しています。